

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」の
一部改正について(概要)

平成17年9月26日

文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課

経済産業省原子力安全・保安院企画調整課

国土交通省総合政策局技術安全課

1. 今般改正された「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号)(以下「新法」という。)の改正により、核燃料物質によって汚染された資材等についてその物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が一定の基準以下であることについて主務大臣の確認を受けすることができる制度(クリアランス制度)が導入されたところ。このクリアランス制度による確認を受けた物について、同法を含め、核燃料物質によって汚染された物でないものとして取り扱うことが適当な法令を今般改正する政令(以下「新政令」という。)において具体的に定めることとする(別紙2参照)。
2. 新法では、次の制度を導入しているところであるが、新法第75条の規定により、これらの認可等を受けようとする者が支払うべき手数料の額を新政令において定めることとする(別紙3参照)。
 - 廃止措置計画及び同計画の変更の認可制度
 - 廃止措置の終了の確認制度
 - 工場等において用いた資材等に含まれる放射性制度についての放射性濃度が一定の基準を超えないことの確認制度
 - クリアランスにおける放射性濃度の測定及び評価の方法の認可制度
3. このほか、新法の規定に基づき主務大臣が処分等を行った場合に、関係する大臣等に対し通報等を行う手続等を新政令において定めることとする。